

第九期第4回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和4年2月28日（月） 午後3時～3時45分
- 2 会 場 練馬区役所本庁舎19階 1906会議室
- 3 出席者 佐藤委員（代理）、伊藤委員、中村委員、吉田委員、藤宮委員、松原委員、北沢委員、柴宮委員、屋澤委員、粉川委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
 - （1）開会
 - （2）更新登録協議 社会福祉法人 埼玉福祉会
 - （3）新規登録協議 特定非営利活動法人 ポプラ介護輸送
 - （4）その他
 - （5）今後のスケジュールについて

（1）開会

会長 それでは、定刻になりましたので、練馬区福祉有償運送運営協議会を始めさせていただきます。今回は、第九期の第4回目です。私は、会長を務めます福祉部管理課長の北沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、本協議会の実施に当たっては、短時間でスムーズに議事進行を進めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご協力の程、よろしくお願いいたします。まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 事務局から、委員の出席状況についてご報告いたします。委員数13名のところ、現在、10名の委員が出席されていますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。出席状況については以上です。

会長 ありがとうございます。では、つぎに、配付資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 （資料確認）

（2）更新登録協議

会長 それでは、次第2「社会福祉法人 埼玉福祉会の更新登録協議」に移らせていただきます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1の要件確認表をご覧ください。前回、令和2年1月の新規登録協議時点と比較して、ご説明させていただきます。今回の申請内容を左側、前回の申請内容を右側に記載しており、前回から今回にかけて変更がある項目については、表の各項目中央に丸印を入れております。

No. 1「運送主体」については、社会福祉法人 埼玉福祉会で、埼玉県新座市に事務所がございます。

No. 3「旅客から収受する対価」については、9ページ目をご覧ください。事業所を発車した地点から降車した地点までの時間制で、初乗り30分まで1,425円、以後30分ごとに1,425円が加算されます。待機料金は、利用者都合により車両を待機させた場合に適用され、30分ごとに300円となっております。料金に関しては、前回から変更ありません。タクシー運賃との比較については、10ページ目に比較表として作成していただいたものがありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

No. 4「車両」については、団体の所有の福祉車両が2台ございます。前回の申請時点では、福祉車両が3台でしたので、こちらは変更となっております。こちらに関しては、軽微な事項の変更として、別途運輸支局への届出を行っております。

No. 5「運転者」については、普通免許をお持ちの方が6名で、各運転者について、運転免許証と講習受講の確認を行っております。また、前回と運転者が一部変更になっております。名簿については4ページ目でございますので、後ほどお目通しください。

No. 6「輸送の安全及び旅客の利便の確保」ですが、運行管理の責任者の代行者に変更がありますので、こちらにも丸をつけております。

No. 7「運送対象」については、イからトまでの方を対象としています。また、現在の練馬区での登録者は、要介護の方が1名です。

No. 8「損害賠償措置」については、車両2台について対人対物無制限の保険に加入されています。

最後になりますが、参考として、新座市における「運送実績把握資料」をお示ししております。練馬区での実績が少ない状況ですので、こちらの資料も協議の参考としてご覧ください。事務局からの説明は以上です。

会長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、埼玉福祉会さんから補足の説明がありましたら、よろしくをお願いいたします。

埼玉福祉会 令和2年から練馬区で登録をしているのですが、新型コロナウイルス感染拡大の関係もありまして、実績がまだ1回という状態です。コロナが収まると、徐々に実績が上がってくるかと思っておりますので、今後も継続していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、ご説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

委員 埼玉福祉会さんは、すでに東京運輸支局に更新の申請をいただいていたかと思いますが、年間の実績報告が未提出のため、後日ご提出ください。また、自家用有償運送の登録証原本は東京運輸支局の方で回収して新しいものをお渡しすることになりますので、こちらの実績報告の提出の際でも良いので返納してもらうようお願いいたします。以上です。

会長 ほかにいかがでしょうか。

副会長 資料1の参考で、新座市における輸送実績を見ると結構利用者がいるのですが、練馬区は1人しかいないということで、少ないのが良くないというのではなくて、何か理由があるのでしょうか。送迎する場所が限られているのでしょうか。

埼玉福祉会 練馬区ではあまり周知されていないのか、依頼がまだほとんど来ていません。

副会長 このお一人というのは、大体どこからどこまで移動するのでしょうか。

埼玉福祉会 移動は、大泉学園の有料老人ホームから大泉学園駅の周りで、銀行や買物などです。

副会長 出発地・到着地ともに練馬区ということですか。

埼玉福祉会 はい。

副会長 この新座市の実績というのは、それも新座市の中で出発地・到着地ということですか。

埼玉福祉会 はい。

副会長 練馬区と新座市をまたぐ方はいらっしゃらないのですか。

埼玉福祉会 ほぼいらっしゃいません。

副会長 前回、新規で練馬区を登録したけれども、コロナで実際に利用する人がいなかった、ということでしょうか。

埼玉福祉会 はい。登録されている方は1名なのですけれども、その方も本来ですと、定期的に使いたいという希望がありましたが、コロナの影響もあり今回は実績がこれだけということです。

副会長 2年前から、この1名だけなのですか。

埼玉福祉会 そうです。

副会長 わかりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、更新登録に向けての協議は調ったものいたします。よろしいでしょうか。

(はい)

会長 それでは、埼玉福祉会さん、ありがとうございました。

埼玉福祉会 ありがとうございました。

(3) 新規登録協議

会長 それでは、つぎに次第3「特定非営利活動法人 ポプラ介護輸送新規登録協議」に移らせていただきます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、特定非営利活動法人ポプラ介護輸送について説明いたします。

まず、法人の概要です。ポプラ介護輸送は、高齢者や身体に障害を持つ方などに対して、快適で安心安全な移動手段を提供する福祉有償運送事業を通じて、利用者とその家族の日常生活を支援し、地域社会の活性化や地域福祉の向上に寄与することを目的として設立した団体です。長らく株式会社として介護タクシー事業を運営していましたが、高齢者や障害をお持ちの方に、より安く、より気軽な日常の移動手段として活用していただくためにNPO法人を設立し、令和3年4月13日にその認証を受け、このたび福祉有償運送への登録を希望されました。

続いて、資料2「要件確認表」をご覧ください。

No.1「運送主体」は、特定非営利活動法人 ポプラ介護輸送で、練馬区旭町に事務

ポプラ介護輸送 はい。しかし、今はコロナで利用者がかなり少なくなっています。利用者は高齢者が主ですから、以前は大体1か月に1回病院に行って処方箋をもらったりしていたところ、コロナの影響で「病院には来なくて良い」「処方箋は郵送で」というのが多いのです。高齢者は増えていくと思いますから、より一層安くして、動けるような体制をつくりたいというのが希望です。

委員 今のことで、もう一つ伺います。今の話だと、コロナで医療控え、受診控えみたいなもので、今までの本業が影響を受けているというお話でしたが、一方で、新しい形で進めようという話ですけれども、そちらは、ある程度集客の見込みが立ったということでしょうか。

ポプラ介護輸送 一番の問題は料金だと思います。安ければ使いたいという人はたくさんいます。介護タクシーでは、なぜこんなにも高いのか、というのがすごく多いです。それが今の介護タクシーの現状です。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 運行時間は、何時から何時までと決めていらっしゃるのですか。

ポプラ介護輸送 利用者によるのですけれども、特に早い人は、例えば私どもは何回か行っていますけど、慶応病院など、そういうところに行く人は検査だと7時半ぐらいからお迎えします。

委員 特に何時から何時までとは決めていらっしゃるということですか。

ポプラ介護輸送 あまりそういうのは制限していません。どれだけ利用してもらえるかを優先しております。

会長 ほかにいかがですか。

副会長 使用する車両が2台で、1台が軽自動車、1台が兼用車ということですか。料金として、ストレッチャーとリクライニング車椅子を入れているのですが、その場合は兼用車を使うということですか。

ポプラ介護輸送 はい。というのは、普通車の場合はストレッチャーも乗りますし、リクライニングの車椅子も乗ります。あとは、大きい車ですと玄関先まで行くことができないときがありますが、軽自動車ですと大体どこでも入っていけます。軽自動車は、ストレッチャーは乗りませんがリクライニングは乗りますから、軽と両方使っています。

副会長 車椅子は、手動と電動どちらですか。

ポプラ介護輸送 現在置いているのは、すべて手動です。ただ、お客様は電動もありますし、いろいろなものがありますね。電動でも種類が多いですから。

副会長 電動の車椅子は軽自動車に乗りますか。

ポプラ介護輸送 はい。両方とも、車椅子のほかに、あと二人乗れます。助手席と、それから、後ろに車椅子と補助席もあります。

副会長 電動というのは、おそらく介護用の車椅子ですよね。

ポプラ介護輸送 はい。今、電動用は種類が多いですよ。タイヤが大きいものなどありますが、全部対応できます。

副会長 多分、海外製の車椅子は対応できないのではないのでしょうか。

ポプラ介護輸送 海外製ですか。

副会長 はい。

ポプラ介護輸送 私どもは、秋に、福祉機器展へ必ず行って、どういう車椅子があるのか、どういうものが進歩しているのか見るのですが、余程でない限り大体の車は対応できると思っております。

副会長 利用者に、そのあたりの制約が出てこなければ良いと思っているだけです。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 質問ではないのですけれども、今、介護タクシーをやられているということだったので、廃止の届出が30日前ですので、届出を忘れずをお願いいたします。また、運行管理者ですけれども、運行管理者は、ドライバーさんも兼任されていると思うのですが、自家用でもセルフ点呼はしないでいただきたいため、自分で自分の点呼を取らないようにというのは今後も気を付けてください。健康面のチェックや、運転手さんに関しても安全な運転を心がけてもらうようお願いいたします。

ポプラ介護輸送 はい。

会長 ほかにいかがでしょうか。

副会長 参考資料の方に、定款の第4条ですが、特定非営利活動の種類として、(1)から(5)まであります。この福祉有償輸送はどこに該当するのですか。

委員 第5条でしょうか。第5条の福祉有償運送事業というところに入っているかと思えます。

副会長 活動の種類には入っていないということですか。

委員 活動の種類には入っていないようですね。

副会長 NPOの認定は東京都でしょうか。

ポプラ介護輸送 東京都です。第4条の趣旨を徹底するために、5条として具体的な事業として挙げております。

副会長 これは、特に問題なく東京都に認定されているということですか。

ポプラ介護輸送 はい。

会長 第4条の(1)の内容をより具体的に記載したということでしょうか。

ポプラ介護輸送 そうですね。通院や社会参加というのを、具体的に輸送手段として第5条で実施するという記載になります。最近、核家族のために老老介護がものすごく多く、特に、女性が男性の介助をするのが非常に大変で、ベッドから車椅子に移動することなどができないことが多いです。私どもはそういうこともお手伝いしていきます。もう一つ、一人住まいの方が非常に多くなっています。その中で、買物に行きたい、スーパーに行って自分で見て買いたい、というような要望がありまして、これからは、そういう要望に応じて、お手伝いもできるようになると考えています。

会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

(はい)

会長 それでは、新規登録に向けての協議は調ったものいたしますが、よろしいでしょうか。

(はい)

会長 それでは、ポプラ介護輸送さん、ありがとうございました。

ポプラ介護輸送 ありがとうございました。

(4) その他

会長 それでは、次第4「その他」に入ります。では、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 その他として、事務局から委員の解嘱および推薦についてご案内いたします。「福祉有償運送実施団体」から就任いただいた片山委員ですが、令和4年3月末をもって解嘱となります。「実施団体」から新たに委員に就任いただく方については、現在、事務局で対応しているところですので、令和4年度最初の協議会でご紹介できればと思っております。事務局からのご案内は以上です。

会長 片山委員、ありがとうございました。もしよろしければ一言お願いいたします。

委員 今年度3月末で、シニアふれあい練馬としての福祉輸送を閉じることになりました。現在の利用者と残った運転手は、同じ福祉輸送のきずなさんに移行するという事で、利用者に迷惑がかからないよう進めております。私の団体も、20年間、このNPOならびに輸送活動、福祉活動をやってまいりましたけれども、もともとシニアの団体ですので、定年退職した方が中心で運営してまいりました。ただ、このところコロナもありますけれども、定年後も働き続ける方が多く、新規の運転者が集まらないという時代になり、年々、我々の団体の運転手は高齢化しております。最近の事故を見ますと、我々の団体の運転手が事故を起こすのではという心配がありました。そこで、運転手の減少と高齢化という中で廃業を決意した次第です。残った運転手は新たにきずなさんで継続しますけれども、若い方がこの福祉輸送に入ってこられるような、そういう雰囲気や賃金や、そういったものを確保していかないと、尻すぼみになってしまうのではないかと不安を抱えています。引き続き、私どもはきずなさんで継続して頑張っていきますので、よろしく願います。

会長 どうもありがとうございました。こちらの方で用意した議題については以上になりますが、何かあれば委員の皆様からよろしく願います。

副会長 今日の2団体とも、コロナの影響で利用者がいないとおっしゃっていました。もう2年が経過して青息吐息という状態になっていると思うのです。藤宮さんにお伺いしたいのですが、東京全体で同じようなことを言っているのでしょうか。

委員 はい。どこの運営協でも、今、利用者数が上がってきたというところはあまりないですね。ただ、一時期、感染者が減少したとき、あの直前頃にあった運営協では、皆さん「利用者数が上がってきた」と言っていました。最近では下がってきてしまっているようです。

副会長 福祉有償運送の問題ではないですけれども、社会の仕組みが立ち行かなくなったということですよ。

会長 なかなか厳しい状況が続いていて、ワクチンの3回目も、どれだけ効果があるのかということですが、なるべく早く収束してくれると良いと思います。ほかによろしいですか。

(なし)

会長 よろしければ、本日の議題については、全て終了いたしました。

(5) 今後のスケジュールについて

会長 最後に、事務局より、次第5「今後のスケジュール」についてお願いいたします。

事務局 事務局より、スケジュールについてお知らせいたします。令和3年度につきましては、全ての協議が終了いたしました。令和4年度につきましては、第5回協議会を5月下旬～6月上旬で現在調整しております。決定しましたら、速やかに開催通知にてご連絡いたします。このほか、協議等の必要が生じた場合は、別途ご連絡させていただきます。スケジュールについては以上です。

会長

それでは、これを持ちまして、第九期第4回練馬区福祉有償運送運営協議会を終了いたします。本日はご審議どうもありがとうございました。